

## 第8回亀岡市景観審議会開催結果の概要

- 1 開催日時 令和8年1月9日（金）午後1時30分～4時00分  
（現地視察：午後2時45分～4時00分）
- 2 開催場所 亀岡市役所 3階 302・303会議室  
（現地視察場所：亀岡旧城下町地区）
- 3 出席者  
出席委員 10名（五十音順）  
石原委員、奥村委員、尾崎委員、小林（晴）委員、小林（正）委員、  
竹岡委員、永松委員、深町委員、宗田委員、森本委員
- 4 議題
  - ・ 亀岡市景観審議会 会長選出について
  - ・ // 会長代理指名について
  - ・ 次回の景観審議会の議題について
    - （1）景観重要建造物の指定について
    - （2）屋外広告物（デジタルサイネージ）の許可基準の制定について
  - ・ 亀岡旧城下町地区の現地視察（景観重要建造物の指定検討）
- 5 資料
  - ・ 委員名簿
  - ・ 議事次第※別紙のとおり
- 6 議論内容
  - ・ 亀岡市景観審議会 会長選出について  
亀岡市景観条例（以下、条例という。）第32条第1項の規定に基づいて、事務局一任により、事務局案を提示、承認。  
⇒宗田好史氏を選出
  - ・ 亀岡市景観審議会 会長代理指名について  
条例第32条第3項の規定により、会長が指名  
⇒石原一彦氏を指名

・ 次回の景観審議会の議題について

(1) 景観重要建造物の指定について

(主な意見)

- ・ 今回は第1弾として指定し、今後、調査が進んだり、地元の意向が強まったりすることなどにより、指定を増やしていくなどの方針はあるか。
- ・ (回答概要) 令和4・5年度に伝統的建造物群保存対策調査を実施した建造物から指定していくことを考えており、それ以外の建造物や城下町地区以外の建造物についても、将来的に指定を検討していくことを考えている。
- ・ 景観重要建造物等に指定されると、建築が自由にできず不自由になるといったネガティブな印象が広がっている。
- ・ 一定のルールがあった方が、土地や建物の財産価値が守られ、住環境が守られるので、人口減少が進行している現在では、むしろそのような安全安心な住まいの方が持続可能であるという理解が京都市では広まっており、規制したからといって決して不利になるわけではない。
- ・ 伝統的建造物群保存対策調査の報告書については、何が記録されているかが大変重要であり、庭園に関する記録(樹種、石の形質、手水、灯籠等)についても、歴史的な意味を持っている場合もあるため、調査の際には、そのような視点も入れていかれたほうがよいと思う。

(2) 屋外広告物(デジタルサイネージ)の許可基準の制定について

(主な意見)

- ・ 許可基準はどのようなレベルで設定したのかを方針として示しておいた方がよいのではないか。
- ・ 設定されている許可基準は、環境省の光害対策ガイドラインに基づいていることと思うが、その基準である50、400、800 cd/m<sup>2</sup>がどの程度の明るさなのか、市民向けに分かりやすく解説されたものを作成された方がよいと思う。
- ・ デジタルサイネージは昼間も使用されるが、主には夜に目立つため、夜間景観が課題になってくる。例えば、亀岡駅北は積極的に派手な景観にして、旧城下町地区や湯の花温泉地区は、倉敷の美観地区の夜間景観のようにしていくなど、攻めの景観行政を含めて考えていく必要があるのではないか。